

天理市訓令甲第10号

天理市職員私有自動車公務使用規程（平成24年3月天理市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月30日

天理市長 並 河 健

第2条第1号中「及び天理市療育教室杉の子学級」を「、天理市療育教室杉の子学級及び教育総合センター」に改める。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。